

ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業支援業務委託仕様書

1 委託業務名

ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業支援業務

2 業務目的

宮崎県（以下「県」という。）が申込受付を行う、ふるさと宮崎応援寄附金（以下「ふるさと納税」という。）のPR強化に取り組むとともに、寄附者に対して、県産品などの返礼品を送付することにより、ふるさと納税による寄附金額の増加、本県及び県産品のPRを図る。

3 業務委託期間

業務委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 経費負担

受託者へ支払う経費は、次のとおりとする。

① 返礼品に係る経費

令和4年度返礼品（令和4年4月1日から令和5年3月31日までに発送される返礼品をいう。以下同じ。）に係る経費は、寄附金額（令和4年度返礼品に係る寄附金額をいう。）の3割を上限とし、令和4年度返礼品の経費には梱包代などの諸経費及び消費税を含むものとする（調達手数料は計上しないこと）。

② 返礼品の配送料

令和4年度返礼品に係る配送料の実費額を支払うものとする。

③ 返礼品の発送支援に要する費用

本仕様書「6 業務内容」の（2）カに掲げる発送支援のうち、同①の書留に要する費用は、金150,000円を上限に支払うものとする。

④ 直接人件費＋一般管理費

直接人件費＋一般管理費は、寄附金額（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に県オールみやざき営業課で受け付けた寄附のうち、同日までに宮崎県財務会計システムにおける調定により入金が確認された寄附金額をいう。ただし、入金後、同日までにキャンセルのあった寄附を除く。）の3%以内（消費税を含む。）とする。

※ 寄附件数4,000件、寄附金額150,000,000円を想定しているが、寄附金額が想定を超えた場合には、年度途中に変更契約にて経費を増額する予定（令和3年度当初歳入予算額：300,000,000円）。

5 前提条件

（1）県が寄附申込ポータルサイトとして活用している、「ふるさとチョイス」、「ANAのふるさと納税」、「さとふる」及び「楽天ふるさと納税」のサイト運営管理

が可能であること。

なお、上記ポータルサイト以外で、他のポータルサイトを追加する場合は、当該ポータルサイトの運営管理も可能であること。

(2) 本業務を遂行するにあたっては、関係法令等のほか、総務省からの通知内容等を遵守すること。

6 業務内容

(1) 寄附申込ポータルサイトに掲載する返礼品のページ作成及び編集

ア 県の返礼品の魅力を発信するため、デザイン性、ページの見やすさ、掲載内容が分かりやすいページを作成すること。

イ 各ポータルサイトに掲載する返礼品の情報や画像を返礼品提供事業者等より収集すること。

ウ 収集した返礼品の情報は、随時ポータルサイトへの追加登録や変更を行うこと。

エ 収集した返礼品の画像は、デザイン等が不十分な場合は、魅力が伝わる内容となるよう編集・加工を行い、随時ポータルサイトへの追加登録や変更を行うこと。

オ ページを登録、編集した際は、その都度県に報告すること。

カ 利用するポータルサイトが増えた場合にも対応すること。

(2) 返礼品の発注及び発送管理

ア 県が指定する返礼品の発注及び発送管理を行うこと。

イ 県は、1週間に1回程度、「返礼品発注書」を受託者に提供することにより、返礼品の発送について指示する。

ウ 受託者は、県の発注を受けた後、速やかに返礼品提供事業者に対して返礼品の発送指示を行い（受託者自らが返礼品提供事業者として発送を行う場合を含む。）、概ね2週間以内に寄附者の元へ返礼品が到達するよう管理を行うこと。ただし、事前に県の承諾を得たときは、この限りではない。

エ ウにかかわらず、季節限定品等で発送時期が限定される場合又は特段の事情等により速やかな発送が求められる場合において、県が別途指示するときは、その指示に従うこと。

オ 県が指示する配送日及び時間帯での発送に努めること。

カ 返礼品提供事業者自らが返礼品を発送する体制を構築できない場合、受託者は次に掲げるいずれかの方法により発送支援を行うことを検討すること。

①受託者が作成した出荷伝票を、書留又は手渡しにより返礼品提供事業者へ提供し、返礼品提供事業者が発送する方法

②返礼品提供事業者が受託者の指定する場所へ返礼品を納品し、受託者が出荷伝票の作成及び出荷を行う方法

キ 返礼品については、安定的な数量の確保と適正な品質管理を行うこと。

ク 生産中止、天災等の理由により、品物が確保できない場合等においては、受託

者の責任において返礼品提供事業者に代替品を提案させ、県と協議の上対応するものとする。

ケ 受託者は、返礼品の到達完了を確認した後、当月に送付した返礼品代金及び配送料について返礼品提供事業者より翌月 10 日までに請求があった場合は、翌月の末日までに返礼品代金及び配送料を支払うこと。ただし、請求が翌月 11 日以降であった場合は、受託者と返礼品提供事業者で協議を行い、支払日を決定すること。

なお、返礼品提供事業者側の事情により、上記の方法により支払いを行うことが困難である場合は、県との協議の上、対応を決定する。

コ 受託者は、配送遅滞又は返礼品等の梱包箱の破損等、配送に係るトラブルや返礼品に対するクレーム等が生じた場合は、返礼品提供事業者と連携し、速やかに寄附者への対応を行うこと。

(3) 返礼品提供事業者との調整に係る業務

ア 受託者は、返礼品提供事業者との連絡を密にするとともに、返礼品等の円滑な発送や返礼品の在庫管理等について必要な措置を講じること。

イ 配送に係るトラブルや返礼品に対するクレーム等が生じた場合は、速やかに返礼品提供事業者と必要な調整を行うこと。

(4) 新たな返礼品の提案及び返礼品提供希望事業者との調整に係る業務

県が提供する情報及び受託者が独自に入手した情報等をもとに、返礼品提供希望事業者と交渉し、新たな返礼品の企画について、県に提案すること。

また、返礼品の受付開始までの調整（返礼品に関する情報収集、返礼品提供希望事業者との調整等）を行うこと。

なお、提案された新たな返礼品については、県において選考の上、採用の可否を決定する。

(5) 返礼品の画像や情報の提供

受託者は、県の求めに応じ、県がふるさと納税のPRのために必要とする返礼品の画像や情報を提供すること。

(6) 寄附者からの問合せ、苦情等への対応

受託者は、寄附者からの以下の事項について対応すること。

ア 返礼品の内容についての問合せ

イ 返礼品の発送状況についての問合せ

ウ 返礼品に関する苦情及び事故への対応

※苦情及び事故があった場合は、誠意と責任を持って対応することとし、併せて、速やかに、経過及び対応について県に書面により報告すること。

7 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

8 再委託の禁止

委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

9 成果品等の提出

受託者は、委託業務の完了後、成果品等を県へ提出するに当たっては、県が別途指定する様式に関係書類を添付して提出を行うこと。

10 前委託事業者からの引継ぎ及び後委託事業者への引継ぎ

受託者は、本業務を令和4年3月31日まで受託する事業者（以下「前委託事業者」という。）から、本業務受託開始までに、本業務に係る業務の詳細や必要な情報の引継ぎを受け、業務を切れ目なく円滑に履行できるよう努めること。その際、前委託業者との引継ぎに際し要する費用（前委託事業者の人件費・旅費を除く。）については、受託者の負担とする。また受託者は、本業務を令和5年4月1日から受託する事業者（以下、「後委託事業者」という。）に対して、令和5年4月1日までに、本業務の詳細や必要な情報の引継ぎを行うこと。その際、後委託事業者との引継ぎに際し要する費用については全て委託料に含むこととし、県は委託料以外の費用は一切負担しない。

11 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

12 個人情報の保護

委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

13 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、受託者は賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、県、寄附者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

14 その他

- (1) 業務の実施に当たり、1週間に1回程度、県と定期的な協議を行うこと。
- (2) 当仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議すること。

- (3) 業務上、知り得た事項については、守秘義務を負うこと。
- (4) 業務の実施に当たり、疑義が生じた場合については、県と協議の上、対応すること。

<参考：県が取り扱う返礼品について>

県が取り扱う返礼品については、総務省が定める以下の基準に加え、県が別に定める基準を満たした返礼品を対象としている。

なお、県が別に定める基準については、随時見直しを行う可能性がある。

- ア 宮崎県内（以下「県内」という。）において生産されたもの
- イ 県内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
- ウ 県内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
- エ 宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」のグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもの
- オ 前記アからエまでに該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるもの
- カ 県内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が県に相当程度関連性のあるもの